改正後

（調整）

第九条　［略］

一～四　［略］

五　全行程で公用車を利用するなど交通費実費が伴わない方法による旅行の場合、又は、旅行期間中における移動の伴わない日程の場合には、日当の二分の一の額を支給しない。

［号を削る。］

［号を削る。］

六　自動車運転手が一日につき七十五キロメートル未満又は引き続き八時間未満（出張先における待時間を含む。）の運転を行った場合は、日当を支給しない。ただし、諸雑費が発生した場合、又は宿泊を伴う場合には七十五キロメートル以上かつ八時間以上の場合を含め日当の二分の一を支給する。

七　［略］

八　［略］

九　［略］

十　［略］

十一　［略］

十二　［略］

十三　［略］

十四　［略］

十五　［略］

十六　［略］

2　［略］

一～十一　［略］

十二　外国旅行する際、旅行者に施設使用料（成田国際空港株式会社及び新関西国際空港株式会社が徴収する旅客サービス施設使用料、中部国際空港株式会社が徴収する旅客施設使用料並びに空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十六条第三項の規定により同法に定める指定空港機能施設事業者が国土交通大臣に届け出て徴収する旅客取扱施設利用料に限る。）及び旅客保安サービス料（成田国際空港株式会社及び新関西国際空港株式会社が徴収するもの並びに空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づく保安料で旅行者が負担するものが徴収するものに限る。）を徴収する国内の空港を利用する場合は、当該空港において支払う施設使用料及び旅客保安サービス料に相当する額を支給することができるものとし、当該支給額は、法第三十四条第一項に規定する航空賃として取り扱うものとする。

なお、海外の空港における同様の料金を支払う場合にも同じ扱いとする。

改正前

（調整）

第九条　［同上］

一～四　［同上］

五　全行程で公用車を利用するなど日当で賄うこととされている交通費実費が伴わない方法による旅行の場合、又は、旅行期間中における移動の伴わない日程の場合には、日当の二分の一の額を支給しない。

六　午前のみ又は午後のみの旅行など昼食を要しないことが明らかな場合、又は、用務先等において昼食の提供があった場合には、日当の二分の一の額を支給しない。

七　前二号の条件をどちらも満たす場合には、日当を支給しない。

八　自動車運転手が一日につき七十五キロメートル未満又は引き続き八時間未満（出張先における待時間を含む。）の運転を行った場合は、日当を支給しない。ただし、昼食代の弁償が必要な場合、又は宿泊を伴う場合には七十五キロメートル以上かつ八時間以上の場合を含め日当の二分の一を支給する。

九　［同上］

十　［同上］

十一　［同上］

十二　［同上］

十三　［同上］

十四　［同上］

十五　［同上］

十六　［同上］

十七　［同上］

十八　［同上］

2　［同上］

一～十一　［同上］

十二　外国旅行する際、旅行者に施設使用料（成田国際空港株式会社及び新関西国際空港株式会社が徴収する旅客サービス施設使用料、中部国際空港株式会社が徴収する旅客施設使用料並びに空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十六条第三項の規定により同法に定める指定空港機能施設事業者が国土交通大臣に届け出て徴収する旅客取扱施設利用料に限る。）及び旅客保安サービス料（成田国際空港株式会社及び新関西国際空港株式会社が徴収するもの並びに空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づく保安料で旅行者が負担するものが徴収するものに限る。）を徴収する国内の空港を利用する場合は、当該空港において支払う施設使用料及び旅客保安サービス料に相当する額を支給することができるものとし、当該支給額は、法第三十九条の二に規定する旅行雑費として取り扱うものとする。

なお、海外の空港における同様の料金を支払う場合にも同じ扱いとする。